

議第46号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年5月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い改正しようとするもの

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				
種類		1件につき		種類		1件につき		
(1)の部～(40)の7の部 (略)				(1)の部～(40)の7の部 (略)				
(40)の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	性能向上計画	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の項 (略)		1申請をもって1件とする。	性能向上計画	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の項 (略)		
	認定申請手数料	その他	一戸建ての住宅に係る部分～一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係る部分 (略)			認定申請手数料	その他	一戸建ての住宅に係る部分～一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係る部分 (略)
	住宅以外の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「省令」という。） <u>第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合</u>	床面積が300㎡以下のものに係る部分～床面積が25,000㎡を超えるものに係る部分 (略)			住宅以外の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「省令」という。） <u>第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合</u>	床面積が300㎡以下のものに係る部分～床面積が25,000㎡を超えるものに係る部分 (略)
		その他の場合に係る部分 (略)				その他の場合に係る部分 (略)		
(40)の8の2 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	性能向上計画	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の項 (略)		1申請をもって1件とする。	性能向上計画	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の項 (略)		
	変更認定申請手数料	その他	一戸建ての住宅に係る部分～一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係る部分 (略)			変更認定申請手数料	その他	一戸建ての住宅に係る部分～一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係る部分 (略)
	住宅以外の建築物	省令 <u>第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合</u>	床面積が300㎡以下のものに係る部分～床面積が25,000㎡を超えるものに係る部分 (略)			住宅以外の建築物	省令 <u>第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合</u>	床面積が300㎡以下のものに係る部分～床面積が25,000㎡を超えるものに係る部分 (略)
		その他の場合の項 (略)				その他の場合の項 (略)		

(40)の8の3の部～(59)の部 (略)
備考 (略)
2 (略)

(40)の8の3の部～(59)の部 (略)
備考 (略)
2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。